

公 告

令和7年(2025年)7月24日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	6-39
(2) 件 名	次世代水田経営体育成ビジョン策定支援業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか
(4) 履行期限	令和 8年 3月 6日
(5) 業務概要	1 集落営農組織等へのヒアリング調査結果の集約・分析、ビジョン策定 2 水田農業経営体等を対象とした勉強会の企画・運営 3 真庭市Next担い手確保対策運営会議の開催支援
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(調査・研究)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 8月 7日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課 【TEL】0867-42-1031へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 7月31日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	農業振興課 【メール】nohshin@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 8月 7日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 8月 7日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 8月 7日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市農業振興課

TEL 0867-42-1031 / FAX 0867-42-3907

次世代水田経営体育成ビジョン策定支援業務 仕様書

1 委託業務概要

- (1) 業務名 次世代水田経営体育成ビジョン策定支援業務
- (2) 履行場所 真庭市久世地内ほか
- (3) 契約期間 契約締結日 ～ 令和8年(2026年)3月6日
- (4) 事業目的

本業務は、真庭市が設立を目指している「真庭版農業支援サービス事業体」の中の農作業の受委託等の受け皿にもなる水田農業経営体の育成を目指すものである。具体的には既存の集落営農組織等へのヒアリング調査結果を集約し、現状・課題・意向等进行分析し、将来的な連携・経営統合等を見据えた「次世代水田経営体」の育成ビジョンを策定することを目的とする。

2 入札参加資格要件

以下のすべてを満たす者とする。

- (1) 真庭市における令和6・7年度入札参加資格(調査研究)に登録があること。
- (2) 本業務を実施することに関し、十分なノウハウを有し、地方自治体が発注する計画策定等の業務実績を有していること。

3 業務内容

- (1) 集落営農組織等へのヒアリング調査結果の集約・分析、ビジョン策定

市内の集落営農組織等の現状と課題等を集約し、今後の農作業受委託のマッチング、各種連携のための基礎資料を作成し、次世代の水田農業経営体育成のビジョンを策定する。

- ・ヒアリング対象団体は集落営農等約40団体を想定
- ・真庭市が行う集落営農組織等へのヒアリング結果の整理・集計
 - ・各組織の所有機械、オペレーター等の作業能力、作業時期等の集約

- ・各組織の経営状況、課題、意向（連携・統合等）の分析
- ・真庭市内の既存の農業支援サービスの現況調査
- ・次世代の水田農業経営体の育成ビジョンの策定（経営が成り立つ標準的な水田農業経営体のモデル案を設定すること。経営規模、経営内容、他の組織の連携等）

（２）水田農業経営体等を対象とした勉強会の企画・運営

集落営農組織等を対象に、農業支援サービス、経営の連携等について先進事例等の紹介を行い、今後の水田農業経営についての意識の向上を図る。

- ・集落営農組織等を対象とした勉強会の企画、運営（開催回数１回）
- ・講師の選定は市と協議を行って決め、会場の確保、会場準備は受託者が行うこと。
- ・講師との調整等は受託者が行うこと。ただし、講師謝礼は市が別途負担する。
- ・案内チラシ等は受託者が作成すること。

（３）真庭市 Next 担い手確保対策運営会議の開催支援

真庭市、岡山県、関係機関等で本事業の情報共有、専門機関からのアドバイス等を受けるため「Next 担い手確保対策運営会議」を組織する。組織の結成までは真庭市で行う。

- ・真庭市、岡山県、関係機関等で組織する真庭市 Next 担い手確保対策運営会議の開催支援を行うこと。（３回開催予定）
- ・会議資料の作成、議事録の作成を行うこと。

（４）「真庭市次世代水田農業経営体育成ビジョン」、業務報告書の作成

- ・「真庭市次世代水田農業経営体育成ビジョン」の作成
- ・ビジョンの中では真庭市で持続可能な水田農業経営体のモデルを設定すること。
- ・（１）（２）（３）の内容を取りまとめた報告書の作成

- ・提出期限は契約期間終了時
- ・印刷物（A4 サイズ）及び電子データで提出すること。

（５）打合せ等への参加

- ・真庭市が指定する打合せ等への出席（随時）

4 業務の実効性の確保

受託者は、本事業の実施に関して法令・条例等を遵守し、市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。

受託者は、契約締結後に事業計画書を作成し、市と綿密な打合せ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

本業務の効率的運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

5 守秘義務

受託者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

6 その他

（１）随時の報告及び協議

本業務の遂行については、データや資料の提供等、市に随時報告し、協議するものとする。

（２）著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、市に帰属するものとする。

実施上の留意本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市との協議の上決定する。